

群馬県道路交通法施行細則の一部改正

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正し、平成22年4月1日から施行になりました。これにより、駐車禁止除外標章の交付基準及び駐車許可の手続きの一部が変わりました。

◎ 主な改正点

- 駐車禁止除外標章交付基準の見直し
肝機能障害「1級から3級までの各級（身体障害者手帳）」・「特別項症から第三項症までの各級（戦傷病者手帳）」が追加されました。
- 駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という。）の交付方法を本人交付に変更しました。
- 標章を返納する理由について明確に規定しました。
- 駐車許可の対象と申請に対する審査基準を見直しました。

駐 車 禁 止 除 外 関 係

- 1 駐車禁止の規制の対象から除く車両について
駐車禁止の規制の対象から除く車両を次の3とおりに整理しました。
 - (1) 緊急自動車のように、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの
 - (2) 道路維持作業用自動車のように、公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの
 - (3) 身体障害者等で歩行が困難な者が現に使用中の車両及び患者輸送車その他専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であって、その輸送に使用中のもの
- 2 身体障害者等への標章交付基準について
 - (1) 身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、次表に該当するもの

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各級
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各級
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各級
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動	1級及び2級	—

	機 能	
心臓機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	—————
肝機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

(2) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、次表に該当するもの

区分	障害の程度
知的障害者	最重度（A 1）、重度（A 2、A 3）
精神障害者	1 級

(3) 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている色素性乾皮症の方

3 標章の交付方法の変更について

身体障害者等で歩行が困難な方への標章の交付については、車両特定交付から身体障害者等本人に対する交付へ変わります。

※ 車両を所有していない方でも、前 2 の標章交付基準に該当する方は、標章交付が受けられます。

※ タクシー等を利用する場合も標章が使用できます。

4 標章を不正に使用した場合の返納について

標章は、交付を受けた理由以外に使用できません。

標章に記載された注意事項を遵守してください。

違反した場合には、標章を返納してもらうことになります。

この制度を県民の皆様に理解していただくためにも、目的に添った使用をお願いします。

5 申請方法について

(1) 申請先

申請者の住所地又は事務所の所在地を管轄する警察署交通課

(2) 受付時間

土・日曜、祝日、年末年始の休日を除く 8：30～17：15

(3) 申請書類等

ア 標章交付申請書

イ 添付書類等

(ア) 住民票の写し

(イ) 標章交付の対象となるものであることを疎明するもの（身体障害者

手帳、療育手帳、診断書等の写し)

※ 申請書の用紙は各警察署にあります。申請書及び添付書類等は、2部提出してください。この申請に手数料はかかりません。

駐 車 許 可 関 係

1 駐車許可の対象と許可の判断について

駐車許可については、その対象を画的に限定することなく、駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、申請に係る駐車の日時、場所、用務及び駐車可能な場所の有無について審査を行い、許可の可否を判断することとします。

2 審査基準について

次の審査基準各項目のいずれにも該当する場合に許可をします。

(1) 駐車する日時・場所

ア 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯・場所でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するため、必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

ウ 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては、法定駐車禁止場所を除く。）であること。

(2) 駐車に係る用務

ア 駐車に係る車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 道路交通法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(3) 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

3 申請方法について

(1) 申請先

駐車しようとする場所を管轄する警察署交通課

(2) 受付時間

土・日曜、祝日、年末年始の休日を除く 8：30～17：15

(3) 申請書類等

ア 駐車許可申請書

イ 添付書類等

(ア) 申請に係る場所及びその周辺の見取図

- (イ) 申請に係る用務を疎明する書面
 - (ウ) 申請に係る車両の自動車検査証の写し
 - (エ) 車両の運転者の自動車運転免許証の写し
- ※ 申請書の用紙は各警察署にあります。申請書及び添付書類等は、2部提出してください。この申請に手数料はかかりません。
- ※ 「緊急かつやむを得ない」と認められる場合には、電話等で申請を受け付ける制度もありますのでご相談ください。

◎ 問い合わせ先

申請場所を管轄する警察署交通課

前橋警察署	(027-252-0110)	大泉警察署	(0276-62-0110)
前橋東警察署	(027-225-0110)	館林警察署	(0276-75-0110)
高崎警察署	(027-328-0110)	桐生警察署	(0277-43-0110)
藤岡警察署	(0274-22-0110)	渋川警察署	(0279-23-0110)
富岡警察署	(0274-62-0110)	沼田警察署	(0278-22-0110)
安中警察署	(027-381-0110)	吾妻警察署	(0279-68-0110)
伊勢崎警察署	(0270-26-0110)	長野原警察署	(0279-82-0110)
太田警察署	(0276-33-0110)		

群馬県警察本部交通規制課管理指導係 (027-243-0110) 内線5173